

IV. その他のサービス

養護老人ホーム、軽費老人ホーム

養護老人ホームの現状

- 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設。
- 全国で約950施設、入所者約6万4千人。
- 全室個室が約15%、2人部屋までの施設を含めると約70%。
- 入所者の約23%が費用徴収0円（対象収入年額27万円以下）。
- 入所者の約2割が要介護認定を申請し、申請者の約93%が認定を受けている。

(表1) 施設数等の年次推移

区分		2年度	7年度	12年度	13年度	14年度
施設数		950	947	949	951	954
	養護	904	900	902	903	906
	盲養護	46	47	47	48	48
定員		67,938	67,219	66,495	66,612	66,686
	養護	65,217	64,455	63,752	63,818	63,872
	盲養護	2,721	2,764	2,743	2,794	2,814
入所者数		65,036	64,263	64,026	63,681	63,780
	養護	62,362	61,511	61,299	60,902	60,976
	盲養護	2,674	2,752	2,727	2,779	2,804

資料：社会福祉施設等調査（各年10月1日現在）

(表2) 経営主体別施設数等

区分	公営			私営			合計		
	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数
	453	31,633	29,308	501	35,053	34,472	954	66,686	63,780
養護	453	31,633	29,308	453	32,239	31,668	906	63,872	60,976
盲養護	0	0	0	48	2,814	2,804	48	2,814	2,804

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表3) 居室の状況

区 分	合 計		全室個室		全室2人		1又は2人		そ の 他	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
公設公営	399	100.0	41	10.3	130	32.6	97	24.3	131	32.8
公設民営	118	100.0	24	20.3	34	28.8	34	28.8	26	22.1
民設民営	292	100.0	59	20.2	64	21.9	88	30.1	81	27.8
合 計	809	100.0	124	15.3	228	28.2	219	27.1	238	29.4

資料：全国老人福祉施設協議会調（平成12年4月1日現在）

(表4) 費用徴収階層区分別人数（入所者本人分）

対象収入年額	徴 収 月 額	人 数	構 成 比	累 積
0 ～ 27万円	0円	14,582	22.9	22.9
～ 30万円	1,000 ～ 1,800円	2,176	3.4	26.3
～ 40万円	3,400 ～ 9,100円	10,196	16.0	42.3
～ 50万円	10,800 ～ 17,500円	6,008	9.4	51.7
～ 60万円	19,100 ～ 25,800円	3,586	5.6	57.3
～ 80万円	27,500 ～ 39,800円	6,983	11.0	68.3
～ 100万円	41,800 ～ 49,800円	9,340	14.6	82.9
～ 120万円	51,800 ～ 62,400円	3,732	5.9	88.8
～ 150万円	65,100 ～ 81,100円	3,524	5.5	94.3
150万円超	150万円超過額×0.9÷12月 +81,100円	3,624	5.7	100.0
合 計		63,751	100.0	—

(注) 1 暫定措置として、月額14万円を上限。

2 要介護認定を受け、特養へ入所申し込みを行った者は、特例として、月額49,460円を上限。

資料：社会福祉行政業務報告（平成15年4月1日現在）

(表5) 要介護認定の状況

(単位：%)

区 分	総 数	要介護認定を申請した										未申請	不 詳
		計	自 立	要 支 援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中			
総 数	100.0	21.2	100.0	2.1	11.3	37.3	23.8	12.4	5.5	2.1	5.4	78.4	0.4
男	100.0	16.8	100.0	2.5	12.7	33.5	28.1	12.6	3.9	0.9	5.8	82.8	0.4
女	100.0	23.2	100.0	1.9	10.9	38.5	22.4	12.4	6.0	2.5	5.3	76.4	0.4

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表6) 日常生活活動 (ADL) の状況

(単位: %)

区 分		総 数	男	女
総 数		100.0	100.0	100.0
歩 行	自 立	83.3	88.2	81.1
	要介助	16.4	11.6	18.6
	一部介助	12.7	9.5	14.1
	全部介助	3.7	2.1	4.5
食 事	自 立	89.8	91.4	89.0
	要介助	10.1	8.3	10.8
	一部介助	9.2	8.0	9.7
	全部介助	0.9	0.3	1.1
排 泄	自 立	85.1	87.7	84.0
	要介助	14.6	12.0	15.8
	一部介助	10.8	9.3	11.5
	全部介助	3.8	2.7	4.3
入 浴	自 立	63.6	70.3	60.6
	要介助	36.2	29.5	39.2
	一部介助	30.2	25.4	32.3
	全部介助	6.0	4.1	6.9

区 分		総 数	男	女
着 替	自 立	82.1	83.6	81.5
	要介助	17.7	16.2	18.4
	一部介助	13.7	13.6	13.8
	全部介助	4.0	2.6	4.6
身だし なみ	自 立	81.0	79.7	81.5
	要介助	18.9	20.1	18.3
	一部介助	15.3	17.4	14.4
	全部介助	3.5	2.7	3.9
意 志 疎 通	完全に通じる	66.3	66.7	66.1
	ある程度通じる	30.9	31.0	30.9
	ほとんど通じない	2.3	1.9	2.5

資料: 社会福祉施設等調査 (平成14年10月1日現在)

(表7) 日常生活自立度 (寝たきり度) の状況

(単位: %)

区 分	総 数	ランクJ	ランクA	ランクB	ランクC	不 詳
総 数	100.0	58.3	33.0	4.4	1.4	2.9
男	100.0	64.7	28.6	3.4	0.7	2.6
女	100.0	55.4	35.0	4.9	1.7	3.0

「障害老人の日常生活自立度 (寝たきり度) 判定基準」(平成3年11月18日厚生省)

ランクJ: 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。

ランクA: 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしに外出しない。

ランクB: 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

ランクC: 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する。

※ 寝たきり者とは、ランクBとランクCをあわせた者をいう。

資料: 社会福祉施設等調査 (平成14年10月1日現在)

(表8) 痴呆の状況

区分	痴呆性老人自立度	
	Ⅱ以上	Ⅲ以上(再掲)
総数	25.6%	10.1%
男	20.5%	7.5%
女	27.8%	11.2%

「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」(平成5年10月26日厚生省)

ランクⅠ：何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

ランクⅡ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

ランクⅢ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

ランクⅣ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

ランクⅤ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

資料：社会福祉施設等調査(平成14年10月1日現在)

軽費老人ホームの現状

- 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。(注1)
- 全国で約1700施設、入所者約6万7千人。その大半がケアハウス。
- 92施設が特定施設入所者生活介護(注2)の指定を受けている。
- 入所者の約5割が要介護認定を申請し、申請者の86%が認定を受けているが要支援が1/4を占めている。
- 入所者の約4割が在宅サービスを利用している。

注1：軽費老人ホームには、以下の3つの類型がある。

(A型) 収入が一定程度以下で身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族との同居が困難な者を対象。

(B型) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を対象(自炊が原則)。

(ケアハウス) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で家族による援助を受けることが困難な者を対象。

注2：特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護等の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、「特定施設入所者生活介護」とし介護保険の対象としている。

(表1) 施設数等の年次推移

区分		2年度	7年度	12年度	13年度	14年度
施設数		295	551	1,444	1,580	1,714
	A型	254	252	246	245	241
	B型	38	38	38	38	36
	ケアハウス	3	261	1,160	1,297	1,437
定員		17,331	27,666	61,732	67,154	72,364
	A型	15,371	15,152	14,642	14,532	14,293
	B型	1,810	1,808	1,818	1,818	1,688
	ケアハウス	150	10,706	45,272	50,804	56,383
入所者数		16,419	24,465	56,068	61,451	66,659
	A型	14,763	14,361	13,698	13,561	13,445
	B型	1,543	1,488	1,380	1,378	1,295
	ケアハウス	113	8,616	40,990	46,512	51,919

資料：社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)

(表2) 経営主体別施設数等

区 分	公 営			私 営			合 計		
	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数
	47	2,279	1,801	1,667	70,085	64,858	1,714	72,364	66,659
A 型	17	1,280	1,001	224	13,013	12,444	241	14,293	13,445
B 型	8	344	190	28	1,344	1,105	36	1,688	1,295
ケアハウス	22	655	610	1,415	55,728	51,309	1,437	56,383	51,919

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表3) 要介護認定の状況

(単位：%)

区 分	総 数	要介護認定を申請した										未申請	不 詳
		計	自 立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中			
総 数	100.0	51.7	100.0	11.0	25.0	45.9	11.3	2.7	0.9	0.5	2.6	40.8	7.4
男	100.0	48.4	100.0	10.8	25.5	40.0	14.6	3.3	1.6	0.9	3.4	45.4	6.2
女	100.0	53.6	100.0	10.3	24.5	48.1	10.8	2.7	0.7	0.5	2.4	39.3	7.1

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

(表4) 在宅サービスの利用状況（平成14年9月中）（単位：%）

区 分	総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0
利用あり（複数回答）	38.0	35.2	39.6
訪問介護	29.2	29.1	33.0
訪問看護	3.2	3.3	3.5
日帰り介護	13.9	12.5	16.1
短期入所生活介護	0.5	1.1	0.4
その他	3.8	4.7	4.1
利用なし	49.6	53.3	48.7
不 詳	12.4	11.5	11.7

資料：社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

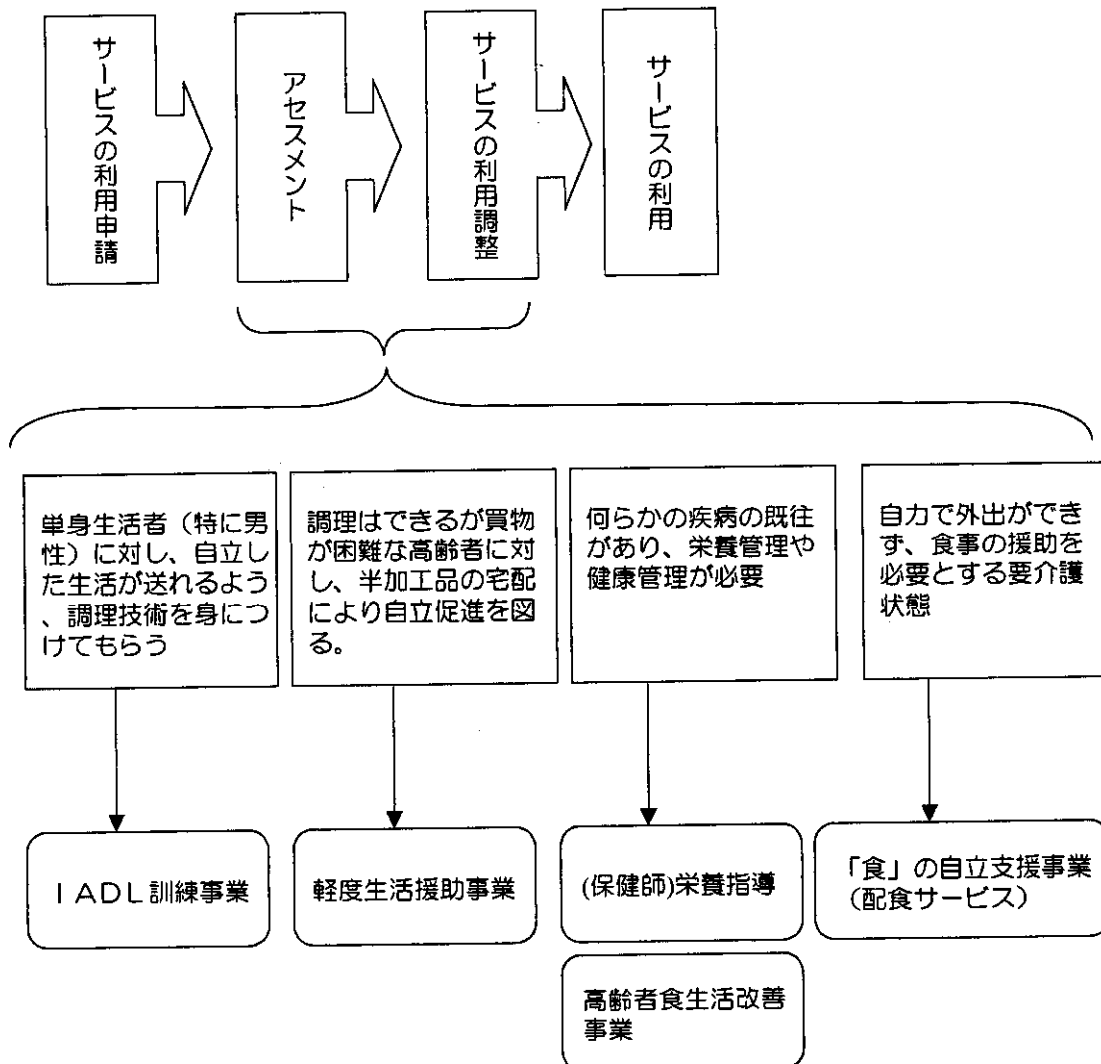
「食」の自立支援事業について

- 「食」に関する生活上の支援が必要な高齢者に対し、市町村の一般財源により、「食」の自立支援事業が行われている。(国1/2、都道府県1/4補助)
- そのうち、配食サービスは安否確認も兼ねて行っている事例が多いが、1人あたり年間100回程度となっている。
- この他、民間事業者では、コンビニエンスストアによる配食サービスが行われている。
- 北欧では民間による配食サービスが一般的であり、公費は用いられていない。

1. 「食」の自立支援事業

○高齢者の食生活についてアセスメントを行い、その結果に応じて必要なサービスを提供する。(平成14年度から実施)

(注) 下図のようなアセスメントやサービスの利用調整を行わないで配食サービスのみを行う事業については、国庫補助の対象とするのは平成15年度限り。



○実施状況（平成14年度：有効回答数2,146市町村）

(1) 事業内容

配食サービス、安否確認と食関連サービスの利用調整を実施	217市町村	10.1%
配食サービス、安否確認を実施	1,760市町村	82.0%
配食サービスを実施	161市町村	7.5%

(2) 利用対象者（複数回答）

65歳以上の単身高齢者	1,305市町村	60.8%
65歳以上の高齢者のみ世帯及び準する世帯	1,828市町村	85.2%
身体障害者	935市町村	43.6%

※上記の他、具体的な例として報告のあったもの

- 精神障害者・知的障害者
- 65歳以上の高齢者で日中独居の者
- 要支援・要介護認定を受けている者
- 生活保護世帯・住民税非課税世帯 など

(3) 実施体制

①直営・委託の別

直営のみ	39市町村	1.8%
委託のみ	2,070市町村	96.5%
直営及び委託	26市町村	1.2%

②主な委託先（複数回答）

市町村社協等	1,138市町村	54.3%	JA	80市町村	3.8%
社会福祉法人	601市町村	28.7%	医療法人	81市町村	3.9%
営利法人	309市町村	14.7%	NPO法人	46市町村	2.2%

(4) 年度別実施状況（平成12～15年度：有効回答数2,230市町村）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施市町村数	1,858	2,046	2,146	2,201
利用者数	247,014人	298,101人	338,373人	376,784人
1市あたり平均利用者数	133人	146人	158人	171人
利用延配食数	22,988千回	29,834千回	35,273千回	38,509千回
1人あたり平均利用配食数	93.1回	100.1回	104.2回	102.2回

愛知県高浜市 毎日型メニュー方式給食サービス

事業開始：平成11年1月

利用対象者：65歳以上のひとり暮らしと夫婦世帯

事業実施委託先：高浜市社会福祉協議会

実施形態：○市内10の飲食店を社会福祉協議会の給食サービス協力会員として登録。

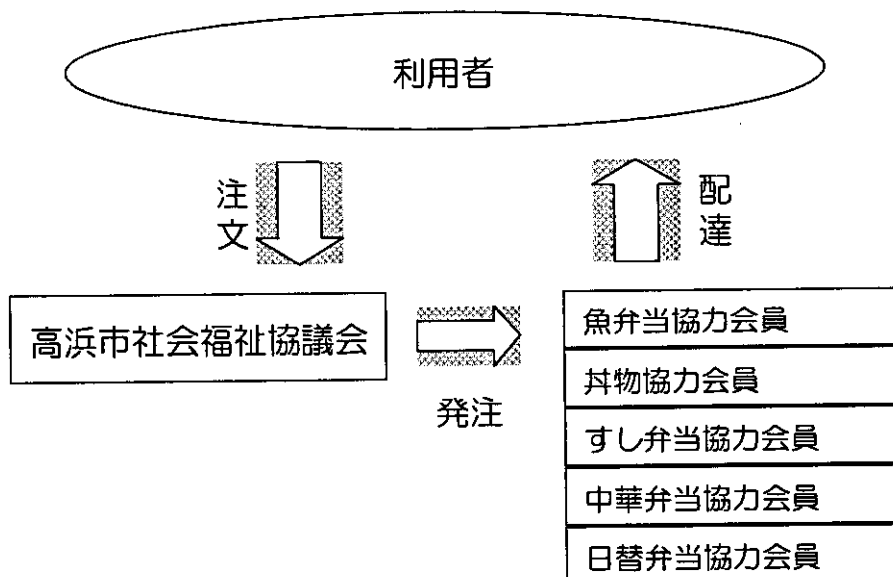
○和食・中華・洋食など24のメニューを利用者が自由に選び注文。

○配食しながらの安否確認を通じ、地域の中での見守り体制を形成。

○1食500円（うち、利用者負担300円）

○チケット方式を導入し、利用者の食の状況について管理。

事業の流れ：



事業実施状況：

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用者数	272人	231人	237人	240人
延配食数	32,882件	33,542件	33,145件	34,000件

2. 民間事業者による配食サービス

○「am/pm」の事例

受付時間：10:00～22:00

配達時間：11:00～23:00

利用料金：1回200円

実施状況

- ・実施店舗：200/1135店舗（関東+山梨エリア）
- ・1店舗1月当たり平均利用件数：15件
- ・1回あたり平均利用品数 8アイテム（≒2,500円）

3. デンマークにおける現状

○食事サービス

- ・在宅を可能にするため、配食サービスが完全実施されている。
- ・自宅から通える範囲内でデイサービス等のカフェテリア（会食サービス）があり、食事サービスを自由に利用できる。

○生活援助サービス

- ・配食、会食サービスが充実しているため、ヘルパーの調理が廃止され、配食の温めのみとなっている。

（参考）民間事業者の質を高める研究会「要望書」より

『ヘルパーが利用者宅で調理することを廃止することで、それまで調理に取られていた膨大なマンパワーと時間を、利用者が在宅で自立して生活するために必要なサービスの提供に充てることができます。

また、ヘルパーによる調理の廃止と並行して、配食サービスおよび通所介護施設等での会食サービスにかかわる宅配部分を介護保険給付対象（材料費は利用者自己負担）として、要介護高齢者への安全かつ質の高い食事の提供手段を確保することが必要不可欠であると考えます。』

移 送

- 要介護高齢者の外出は、通院目的が多いと考えられ、自家用車、タクシー、電車・バス、徒歩など様々な手段が利用されている。また、外出時の困難とその対応策として、「道路等やバス等の乗降口の段差の解消」などが多く挙げられている。
- これらに対応するものとして、「交通バリアフリー法」によるバリアフリー化が推進されているほか、デマンドバス等といった柔軟なサービス等も提供されている。

1. 要介護高齢者の外出等について

① 外出手段

仙台市が要介護者を対象として実施した調査（以下「仙台市調査」という。）によれば、要介護者等の外出の際の交通手段（複数回答）は、①自家用車（送迎してもらう）、②タクシー、③徒歩、④バス、地下鉄等の順となっている。要介護度別に見ると、要介護が低いほど「徒歩」や「バス、地下鉄等」が多く、「タクシー」もその傾向にある。

	全体	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自家用車 (送迎してもらう)	39.9%	23.7%	38.8%	55.8%	42.4%	50.8%	45.0%
タクシー	31.2%	33.5%	35.2%	27.4%	28.2%	24.6%	17.5%
徒歩	28.9%	44.7%	31.2%	22.1%	18.8%	9.2%	5.0%
バス、地下鉄、電車	14.1%	27.0%	15.9%	6.3%	3.5%	3.1%	2.5%
車いす	12.7%	1.9%	7.6%	13.9%	25.9%	32.3%	50.0%
自転車、バイク	1.9%	3.3%	2.4%	0%	1.2%	0%	2.5%
自家用車 (自分で運転する)	1.9%	2.8%	1.5%	1.9%	1.2%	0%	0%

仙台市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定のための実態調査—要介護者等調査—(H14.3)

回答者数は、965人。要介護認定が不明の者、回答が「その他」「無回答」の欄は割愛した。

② 外出（移送サービス利用時）の目的

移送サービス（タクシー、NPO等）を利用時の要介護高齢者の目的としては、通院がほとんどであり、通院以外は公共機関の利用などである。

（外出介助の目的地）

病院	福祉施設	公共機関	その他
94.7%	3.0%	0.6%	1.8%

※訪問介護業務内容調査（H14.2）。指定訪問介護事業所を受けているタクシー会社（165）に対する調査

③ 外出の際に困ったこと

- i 仙台市調査によれば、要介護者が「外出の際に困ること」（複数回答）として、「道路や駅などの段差」が最も多く、次に「バス、地下鉄、電車などの乗り降り」となっている。

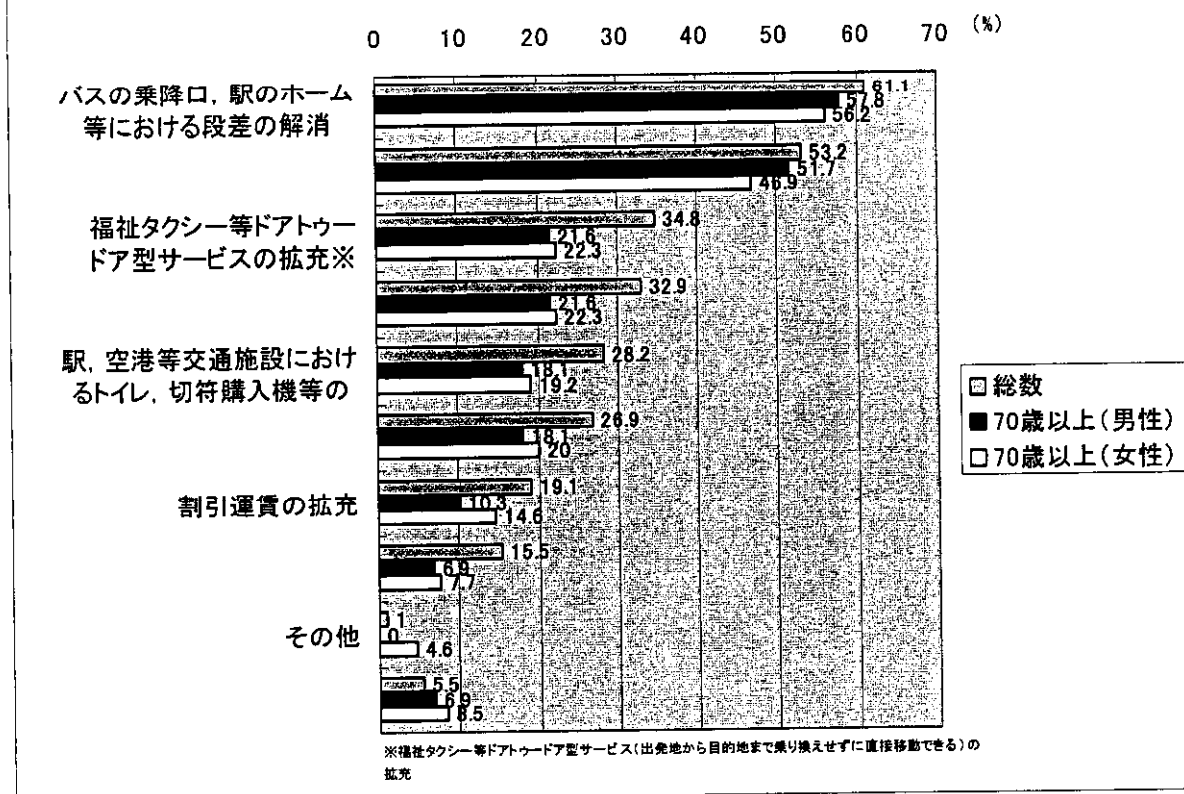
	全体	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
道路や駅どの階段や段差	45.0%	48.8%	49.5%	45.2%	42.4%	30.8%	22.5%
バス、地下鉄、電車などの乗り降り	33.4%	47.9%	35.2%	26.9%	22.4%	23.1%	12.5%
外出先で利用する建物の手すりなどの不足	25.0%	24.2%	29.7%	27.4%	24.7%	13.8%	10.0%
街を走っている車が危険なこと	23.7%	26.1%	27.2%	22.1%	22.4%	18.5%	7.5%
交通費がかかること	21.6%	20.9%	24.2%	19.7%	22.4%	16.9%	20.0%
介助者がいないこと	18.7%	14.9%	20.2%	19.2%	17.6%	23.1%	22.5%
特にない	17.3%	14.9%	18.3%	16.3%	16.5%	20.0%	27.5%

仙台市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定のための実態調査—要介護者等調査—（H14. 3）

回答者数は、965人。要介護認定が不明の者、回答が「その他」「無回答」の欄は割愛した。

- ii また、「都市交通に関する世論調査」（H11内閣府）によれば、都市交通についての「高齢者・障害者等」への対応（複数回答）として、「バスの乗降口、駅のホーム等における段差の解消」、「駅、空港等交通施設におけるエスカレーター・エレベーターの設置」が多く挙げられている。

高齢者・障害者等への対応



2. 要介護高齢者の移動に対する取組みについて

① 公共交通機関、交通施設のバリアフリー化

平成 12 年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の施行もあり、公共交通事業者や関係行政機関において、移動の円滑化の促進が図られているところ。

具体的な取組み内容（交通バリアフリー法の仕組み）

主務大臣が定める基本方針の下、以下の措置等を推進するもの

- ① 公共交通事業者（電車、バス）が講ずべき措置
 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務（既存施設等は努力義務）
 旅客施設 … エレベーター等の設置、視覚障害者誘導ブロックの設置 等
 車両 … 鉄道車両の車いすスペースの確保、低床バスの導入 等
- ② 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

(H14 年度国土交通白書より作成)

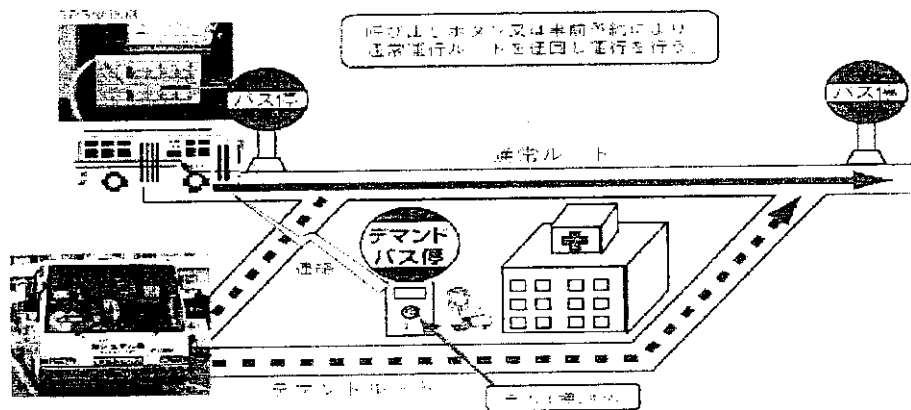
② 柔軟な路線を持つ公共交通機関と STS など

○ 上記のような公共交通機関のバリアフリー化により公共交通機関による移動の円滑化が図られるとともに、利用者の身近でアクセスできるデマンドバスや、福祉車両等のタクシーやNPO、ボランティア等により介助を伴うドア・トゥ・ドア型の移送サービス (Special Transport Service) が提供されている。また、これらのサービスについて、地域交通の確保の観点からも、コーディネートや支援を行っている自治体もある。

○ また、通院のための移動については、病院が送迎を行っていたり、患者団体が自らの構成員の送迎を行っているケースもある。

(参考)

i デマンドバスシステム



(H14 国土交通白書より)

ii 東京都武蔵野市における「レモンキャブ」

電車やバス、タクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者の外出支援を目的とし、通院や買い物など個別のニーズに対応した移送サービス事業を実施しています。

本事業では、福祉公社に登録された商店主を中心とした地域の運行協力員が福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供しています。ぜひ、ご利用ください。



利用対象者	市内在住で、公共交通機関の利用が困難な高齢者、障害者の方で、福祉公社に利用登録をされた方
年会費	1,000 円

利用料	30分につき800円
運行範囲	市内および隣接市区
利用日時	原則として月曜日～土曜日の午前8時から午後6時 (但し、祝日、年末年始は除きます。)
車 両	車椅子でそのまま乗り込めるタイプ：4台 (内、2台は少し大きめの電動車いすにも対応) 後部座席がリフトになっているタイプ：3台 (ノンステップでご乗車できます)



(武蔵野市福祉公社ホームページより)

iii タクシーによる福祉輸送サービス (例)

① 車両の種類

- ・ 寝台 (ストレッチャー) 専用車
- ・ 車椅子専用車
- ・ 寝台・車椅子兼用車
- ・ 回転シート車両



② サービスの例

- ・ ストレッチャー等による通院や転院時の移動など
- ・ 車椅子等での駅や空港への送迎
- ・ 車椅子等での冠婚葬祭や親戚・友人宅への訪問
- ・ 車椅子等での趣味の会や観劇・買い物などの外出

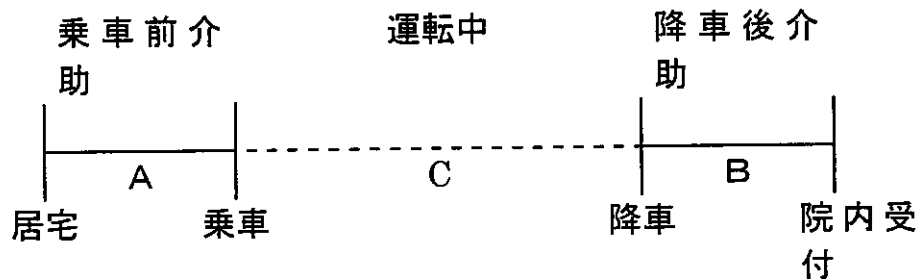
「福祉輸送サービスご利用の手引き」(財団法人全国福祉輸送サービス協会)より作成

3. 当部会における意見等

- 介護移送は市中での買物、食事、親しい友人宅を訪問、病院の受診などに不可欠。
- 移送に対する支援は、介護保険の外出のための身体介護とは別に、公共交通機関のバリアフリーや福祉移送サービスなどにより総合的に進められるべきではないか。

(参考) 介護保険 (訪問介護) における「移送」行為の取扱い

- 現在、訪問介護の行為には、移送行為 (C: 訪問介護員の運転中) は含めておらず、介護報酬上も評価していない。
- 具体的には、訪問介護に伴い同一の訪問介護員が移送を伴う場合は、下記 A 及び B の行為について、乗降等介助 (100 単位) で評価している (注)。



(注) ただし、以下の場合、身体介護の算定を可としている。

- i 重度の介護者で介助行為に一定の時間を要する場合
- ii 外出目的の介助行為以外の介助行為等を併せて行う場合であって、当該行為等に一定の時間を要する場合

< 「乗降等介助」の請求状況 >

(データ) 「通院等乗降介助」の請求事業所数と総請求回数

	H15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
請求事業所(か所)	1329	1556	2053	2487	2599	2696
総請求回数(千回)	306	330	348	386	378	409

* 介護給付費実態調査

外出支援サービス事業実施状況

○高齢者が医療機関等へ外出する際に、市町村の一般財源により送迎を行う事業として、「外出支援サービス事業」が行われている。(国1/2、都道府県1/4補助)
○送迎先としては、居宅と医療機関、在宅福祉サービスや介護予防事業提供場所との間の送迎が多い。

○実施状況(平成14年度:有効回答数1,632市町村)

1. 事業内容(複数回答)

居宅と医療機関、在宅福祉サービスや介護予防事業提供場所との間の送迎	1,587市町村	97.2%
居宅と医療機関との間の送迎	1,021市町村	62.6%
居宅と在宅福祉サービスや介護予防事業提供場所との間の送迎	1,267市町村	77.6%

2. 送迎エリア

市町村内	856市町村	52.5%
市町村を越えて実施	737市町村	45.2%

3. 実施体制

(1) 直営・委託の別

直営のみ	86市町村	5.3%
委託のみ	1,502市町村	92.0%
直営及び委託	42市町村	2.6%

(2) 主な委託先(複数回答)

市町村社協等	995市町村	64.4%	シルバー人材センター	71市町村	4.6%
社会福祉法人	457市町村	29.6%	医療法人	51市町村	3.3%
営利法人(タクシー会社等)	207市町村	13.4%	NPO法人	40市町村	2.6%

4. 年度別実施状況(平成12~15年度:有効回答数1,835市町村)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施市町村数	1,236	1,463	1,632	1,784
利用者数	197,027人	277,046人	344,380人	473,198人
1市あたり平均利用者数	159人	189人	211人	265人
利用延回数	1,970千回	2,681千回	3,108千回	3,701千回
1人あたり平均利用回数	10.0回	9.7回	9.0回	7.8回